

埼玉県中学校長会会則

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は埼玉県中学校長会（略称県中）と称する。

第2条 本会の事務所は、理事会で決定した場所に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は県下中学校並びに郡市中学校長会相互の連絡を緊密にし、中学校教育の振興発展に努め、県民の信託に応えることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 見識を高め職能の向上を図る調査研究
- 2 教育諸条件の充実と職場環境の向上
- 3 教育に関する世論の喚起及び振興
- 4 関係諸団体との連絡協力
- 5 その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 組織

第5条 本会は埼玉県内の公立中学校長会を会員として組織する。ただし、本会から離脱したさいたま市の中学校長会を除くものとする。

第4章 役員

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|------|-----|--------|----|
| 1 会長 | 1名 | 2 副会長 | 6名 |
| 3 監事 | 4名 | 4 常任理事 | 9名 |
| 5 理事 | 若干名 | 6 幹事 | 6名 |

第7条 役員は次の方法で選出する。

- 1 会長、副会長、監事は理事会で選出し、総会に報告するものとする。
- 2 常任理事は、東部（埼玉・北埼玉）、西部（入間・比企）、南部（北足立南部・北足立北部）、北部（児玉・大里・秩父）地区から選出された9名とする。
- 3 理事は、各専門部、各研究部と各班毎に1名を選出する。
- 4 幹事は会長が委嘱する。

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表して会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは代理する。
- 3 幹事長は会長の命を受け会務について企画立案し、事務局を分掌して、その執行にあたる。

- 副幹事長は、幹事長を補佐し幹事長に事故あるときは代理する。
- 4 理事は、理事会を組織し、会務執行の必要事項について審議する。
 - 5 常任理事は、常任理事会を組織し、会務の執行と諸連絡にあたる。
 - 6 監事は、会計を監査する。
 - 7 幹事は、正副幹事長を助け、会務の処理にあたる。

第9条 役員の任期は、1年とし再選を妨げないが、原則として最長5ヵ年とする。但し補欠役員の任期はその残任期間とする。

第10条 本会には顧問をおくことができる。

- 1 顧問は、会長が理事会にはかり委嘱する。
- 2 顧問は、会長の要請に応じ随時意見を述べるができる。
- 3 顧問の任期は、役員の任期に準ずる。

第5章 会議

第11条 本会の会議は、次のとおりとし、会長が招集する。

- 1 総会
- 2 理事会
- 3 常任理事会

第12条 会議の任務は次のとおりとする。

- 1 総会は、本会の最高決議機関で、年1回これを開き、予算、決算の承認、会則の変更、役員報告、その他重要事項の審議決定する。但し、必要に応じて臨時に開くことができる。
- 2 理事会は、総会に次ぐ決議機関で、必要事項について審議する。
- 3 常任理事、理事は、総会、理事会で決議された事項について、執行と連絡にあたる。

第13条 すべての会議の議決は、出席者の多数決による。

第6章 研究部、専門部

第14条 本会に次の研究部、専門部を置く。

1 研究部

- | | | |
|-------------|-------------|--------------|
| (1) 教育課程研究部 | (2) 学習指導研究部 | (3) 健康・体力研究部 |
| (4) 進路指導研究部 | (5) 生徒指導研究部 | (6) 進路指導研究部 |
| (7) 職員研修研究部 | (8) 経営課題研修部 | (9) 条件整備研究部 |

※関地区中に準じて設定、全日中には(8)に当たるものはない。

2 専門部

- | | | |
|-------------|----------------------------|--------------|
| (1) 調査部 | (2) 編集部 | (3) 人事・給与対策部 |
| (4) 修学旅行対策部 | ※(2)、(3)は幹事として全日中の部会に参加、協力 | |

第 15 条 研究部、専門部の組織運営については別に定める。

第 16 条 研究部、専門部の改廃については理事会で決定する。

第 7 章 事務局

第 17 条 本会の事務を処理するため、事務局をおく。

事務局規程は別に定める。

第 8 章 会 計

第 18 条 本会の経費は、会費、その他の収入をこれにあてる。

会費は年額 24,000 円とする。 ※内 2,000 円は自己負担金として徴収

第 19 条 本会の会計年度は、毎年 4 月に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

付 則

第 20 条 本会の運営に関する諸規程は別に定める。

第 21 条 この会則は昭和 31 年 5 月 16 日から執行する。

昭和38年6月7日	一部改正	昭和62年5月28日	一部改正
昭和41年5月28日	〃	平成9年2月12日	〃
昭和42年5月26日	〃	平成13年7月13日	〃
昭和43年5月28日	〃	平成15年2月7日	〃
昭和46年5月22日	〃	平成17年2月4日	〃
昭和47年5月27日	〃	平成18年5月23日	〃
昭和48年6月2日	〃	平成24年5月25日	〃
昭和49年5月30日	〃	平成25年5月28日	〃
昭和54年5月20日	〃	平成28年1月20日	〃
昭和57年5月25日	〃	平成31年2月 5日	〃
昭和58年5月20日	〃	令和 2年3月 5日	〃
昭和60年5月28日	〃		